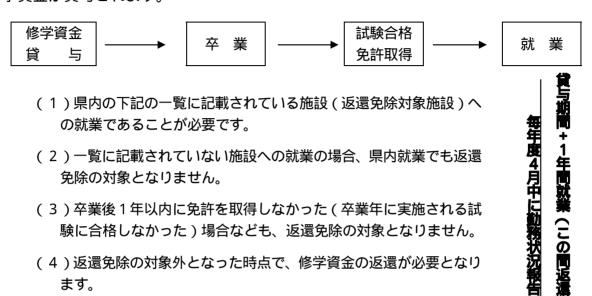
修 学 資 金 貸 与 の 概 要

県内における看護職員の充実を図るため、看護師等学校養成所に在学(就業義務を課 す他の貸付金等を受けている方または受けようとする方を除く)し、卒業後に県内で、 下記の一覧の1~8の施設において、看護職員の業務に従事しようとする方に対して修 学資金が貸与されます。



(5) その他詳細については、次ページ以降をご確認ください。

(4)返還免除の対象外となった時点で、修学資金の返還が必要となり

返還免除

返還免除対象施設一覧

- 1 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可病床数が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80%以上を 占める病院(上記1に該当するものを除く。)
- 3 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

ます。

- 4 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児 入所施設 同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療を行う施設に限る。)
- 5 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(上記4に該当 するものを除く。)
- 6 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施 設(介護老人福祉施設は対象外。)
- 7 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サー ビス事業(同条第4項に規定する訪問看護に限る。)を行う事業所(上記1から6まで の施設において3年以上の実務経験を有すること。その実務経験は、貸与期間+1年 間の看護職員の業務に含めて算定して差し支えない。)
- 8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院 県内の1~8に該当する施設を「指定機関等」といいます。